

広島市条例第 20 号

令和 7 年 3 月 28 日

広島市立中央図書館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市立中央図書館条例の一部を改正する条例

広島市立中央図書館条例（昭和 49 年広島市条例第 70 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「広島市中区基町 3 番 1 号」を「広島市南区松原町 9 番 1 号」に改める。

第 12 条を第 19 条とし、第 11 条を第 18 条とする。

第 10 条中第 4 号を第 5 号とし、同条第 3 号中「建物」を「施設」に改め、同号を同条第 4 号とし、同条中第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 多目的室の使用許可に関すること。

第 10 条を第 17 条とし、第 9 条を第 16 条とし、第 8 条を第 15 条とする。

第 7 条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定により中央図書館の管理を指定管理者に行わせる場合における第 4 条及び第 10 条の規定の適用については、第 4 条及び第 10 条

各号列記以外の部分中「教育委員会」とあるのは、「第 14 条第 1 項の指定管理者」とする。

第 7 条を第 14 条とする。

第 6 条中「建物」を「施設」に、「き損」を「損傷」に改め、同条を第 12 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

（市の損害賠償責任）

第 13 条 本市は、第 10 条の規定による処分により、使用者が損害を受けることがあつても、その賠償の責めを負わない。

第 5 条第 1 項中「別表」を「別表第 2」に改め、同条を第 8 条とし、同条の次に次の 3 条を加える。

（目的外使用等の禁止）

第 9 条 使用者は、多目的室を許可を受けた目的以外の目的に使用し、転貸し、又はその使用权を譲渡してはならない。

（使用許可の取消し等）

第 10 条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、第 4 条第 1 項の許可を取り消し、又は使用者に対し、使用の制限、使用の停止若しくは退去を命ずることができる。

- (1) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく教育委員会規則若しくは命令に違反したとき。
- (2) 使用者が使用条件に違反したとき。
- (3) 第 5 条各号に規定する事態が発生したとき。

（原状回復義務）

第 11 条 使用者は、多目的室の使用を終了したとき、又はその使用許可

を取り消されたときは、直ちにこれを原状に回復して返還しなければならない。

第4条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。

(使用料)

第7条 多目的室を使用しようとする者は、別表第1に定める額の使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料は、使用許可の際、納付しなければならない。ただし、市長において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 市長は、公共又は公益の目的のために使用するとき、その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

4 既納の使用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる額を返還する。

(1) 第4条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）の責めに帰することができない理由により使用することができない場合 全額

(2) 使用日の1週間前までに使用の取消し又は変更を申し出た場合 全額

(3) 使用日の前日までに使用の取消し又は変更を申し出た場合 半額

第3条の次に次の2条を加える。

(使用の許可)

第4条 中央図書館の多目的室（以下「多目的室」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 教育委員会は、前項の許可をする場合において、中央図書館の管理運営上必要があると認めるときは、その使用について条件を付することができる。

(使用の制限)

第5条 次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしない。

- (1) 秩序又は風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 多目的室を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 会合の性質が騒じようを起こすおそれがあるとき。
- (4) その他管理運営上支障があるとき。

別表中「第5条」を「第8条」に改め、同表を別表第2とし、附則の次に次の1表を加える。

別表第1（第7条関係）

区 分	使用料の額（1時間までごとに）
多目的室	1室につき 2, 150円

備考 商品の広告、宣伝又は販売その他の商業活動のために使用する場合の金額は、この表により算定した額の1.5倍の額とする。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 使用許可等の手続、指定管理者の指定に関し必要な行為その他必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。